

国・地方公共団体向け機密情報開示申込規約

第1条（目的）

本規約は、国・地方公共団体（第2条にて定義する）によるコンテンツのSoftBank スマートフォン等への提供に関して、当社が開示する機密情報の保護および開示をするための契約条件等を定める事ならびに当社が国・地方公共団体向けに開設しているウェブサイトおよび試験環境を国・地方公共団体が利用するにあたっての契約条件等を定める事を目的とする。

第2条（用語の定義）

- (1) 「SoftBank スマートフォン等」とは、SoftBank スマートフォン（Android™ プラットフォーム、その他当社が定めるプラットフォーム・OSを搭載したSoftBank携帯電話端末をいう。）、その他当社グループが指定する携帯電話端末、通信端末、PC等をいう。
- (2) 「コンテンツ」とは、Android プラットフォームおよびその他当社が定めるプラットフォーム・OS を通じて配信される文字情報、画像、映像、ソフトウェア、アプリケーション、デジタルマテリアル等の情報をいう。
- (3) 「国・地方公共団体」とは、国家行政組織法において「国の行政機関」と定める省とそれらの外局（委員会、庁）、及び、内閣府設置法に定める内閣府とその外局（委員会、庁）及び、地方自治法に定める1都1道2府43県並びに市町村及び特別区であって、かつコンテンツを提供する者、もしくは提供を予定する者をいう。
- (4) 「当社」とは、ソフトバンク株式会社をいう。
- (5) 「当社グループ」とは、ソフトバンク株式会社並びにソフトバンク株式会社の関連会社のうち電気通信事業を営む会社をいう。
- (6) 「本仕様」とは、当社が随時定め、国・地方公共団体に通知する国・地方公共団体またはコンテンツが満たすべきガイドライン、利用規約その他仕様をいう。
- (7) 「本契約」とは、本規約を承諾の上、当社に申し込みを行ない、当社が承諾することにより成立する当事者間の機密情報保護を目的とする契約をいう。

第3条（機密情報の定義）

1. 機密情報とは、国・地方公共団体がコンテンツを提供するにあたり、当社が国・地方公共団体に対して開示する情報であって、以下の各号を含むものをいう。
 - (1) ネットワークサービス、SoftBank スマートフォン等の開発動向、発売予定、販売計画、その他これに類する情報。
 - (2) ネットワークサービス、SoftBank スマートフォン等の仕様、機能、その他の技術情報。
 - (3) 当社が国・地方公共団体に対して付与するIDおよびパスワード。
 - (4) 当社が国・地方公共団体に貸与または使用許諾する開発ツールキットに関する一切の情報。

- (5) 当社が国・地方公共団体向けに提供するウェブサイト上の情報。
 - (6) 上記各号以外の情報であって、当社が機密情報として指定したもの。
2. 機密資料とは、機密情報のうち機械もしくは自然人が解読できるか否かにかかわらず、当社から国・地方公共団体に対して開示される有形資料をいう。有形資料の記録媒体は口頭による開示を書面にしたものを含め、文書、フロッピーディスク等磁気記録メディア、またはテープその他一切のものを含み、形態の如何を問わないものとする。
3. 以下のいずれかに該当することを国・地方公共団体が当社に対して文書その他で証明した情報については、機密情報として取り扱わないものとする。
- (1) 当社より開示を受けた時点で既に所有していた情報。
 - (2) 当社より開示を受けた時点で既に公知の情報。
 - (3) 当社より開示を受けた後に、自己の責によらず公知または公用となった情報。
 - (4) 正当な権利を有する第三者から機密保持の義務を負うことなく合法的に入手した情報。
 - (5) 当社の機密情報を利用することなく独自に取得した情報。

第4条 (機密保持)

- 1. 国・地方公共団体は機密情報を善良なる管理者の注意を以て機密に保持するものとし、第三者に開示または漏洩してはならない。なお、裁判所その他公的機関より機密情報の開示を求められた場合には、予め当社と協議の上、開示の可否・開示の範囲について検討して対応するものとする。
- 2. 国・地方公共団体は、当社より機密情報の開示を受けた事実、またその存在の有無を第三者に開示または漏洩してはならない。
- 3. 国・地方公共団体は機密情報を機密に保持するために合理的な措置を講じなければならない。
- 4. 国・地方公共団体は、国・地方公共団体がコンテンツを提供するにあたり、当該機密情報を知る必要のある最小限の自己の職員に対してのみ機密情報を開示できるものとする。事前に当社の定める方法にて当社の承認を得た委託先についても同様とする。この場合、国・地方公共団体は、かかる職員および委託先にも機密情報を機密に保持させるものとする。かかる職員および委託先が本規約に違反した場合には、かかる者に情報を開示した国・地方公共団体は、かかる違反に基づいて生じる一切の責任、義務を負担するものとする。
- 5. 国・地方公共団体は、前各項に定める場合の他、当社に不利益または損害をもたらすおそれのあることに関連して、機密情報を利用してはならない。
- 6. 国・地方公共団体は第1条に定める目的以外に機密情報を利用もしくは使用しないものとする。

第5条（IDおよびパスワード）

国・地方公共団体に付与されたIDおよびパスワード等を用いて、当社が定める規約に基づく申込みがなされた場合、当社は国・地方公共団体が当該申し込みを行なうために必要な権限を有する者により実行されたものと見做し、国・地方公共団体はこれを異議なく承諾するものとする。

第6条（機密資料の受渡）

1. 国・地方公共団体は、使用目的が終了した場合、または当社より返還の請求がある場合には、当社の指示に従い速やかに機密資料を当社に返却もしくは破棄するものとし、その後一切の機密資料を保持しないものとする。
2. 国・地方公共団体は、本契約の終了および解除の際、機密資料すべてを当社の指示に従い速やかに返却もしくは破棄するものとし、その後一切の機密資料を保持しないものとする。

第7条（保管）

1. 国・地方公共団体は、当社より開示された機密資料の複製を一切作らず、機密厳守のうえ保管しなければならない。また、他の資料との混在をさけて収納し、厳重に保管しなければならない。
2. 国・地方公共団体は、当社より開示された機密資料をその庁舎内でのみ使用し、その庁舎外に持ち出してこれを使用してはならない。

第8条（立入検査）

1. 当社および当社が指定する者は、機密資料の保管状況、管理状況を検査するために、事前に国・地方公共団体の承認を得てその保管場所に立ち入ることができる。
2. 前項の検査の結果、当社および当社が指定する者が、国・地方公共団体に対し必要な措置を求めた場合は、国・地方公共団体はただちに解決をはかるものとする。

第9条（届出事項の変更）

1. 国・地方公共団体は、申し込みの際およびその後に当社に対して届出を行なった事項について変更が生じた場合、速やかに当社所定の方法により、変更を当社に届け出るものとする。
2. 国・地方公共団体が前項に基づく当社への届出を怠ったことにより生じた国・地方公共団体の不利益について当社は一切の責任を負わない。

第10条（遵守事項）

国・地方公共団体は、本規約に基づき当社より開示された機密情報および、当社より開示

された関連情報に関して、コンテンツの提供およびその他開示された目的の範囲を超えて使用してはならない。

第 11 条（契約解除）

1. 当社は、国・地方公共団体が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合、催告せずに本契約を解除することができる。
 - (1) 虚偽の申請をおこなった場合。
 - (2) 利用申込書に記載漏れ、または申し込み時の必要書類に不備がある場合。
 - (3) 当社に届け出ている連絡先に当社より連絡がつかない状態となった場合。
 - (4) 当社との本規約に付随する契約に違反または違反するおそれがある場合。
 - (5) 過去に本規約その他当社との契約に違反し、当社から本契約を解除されたことがある場合。
 - (6) その他、当社が本契約を継続することが不相当であると判断する相当の理由がある場合。
2. 当社は、前項に定めるほか、国・地方公共団体が以下に該当する行為を行なっていることが判明した場合、またはそのおそれがあると当社が判断した場合、催告せずに本契約を解除することができる。
 - (1) 詐欺その他犯罪を構成する行為またはこれを幫助する行為。
 - (2) 無限連鎖講（ねずみ講）の開設またはその勧誘行為。
 - (3) 他人になりすまして情報を送信、もしくは表示し、またはコンテンツを運営する行為。
3. 原因の如何を問わず、本契約が終了した場合には、当社と国・地方公共団体の間のコンテンツに係る一切の契約は自動的に終了するものとする。

第 12 条（損害賠償）

1. 国・地方公共団体の本規約の違反に起因して当社が損害を被った場合、当社は国・地方公共団体に対し、一切の損害の賠償を請求することができる。
2. 当社は、開示した機密情報についていかなる保証もしない。当社から開示を受けた機密情報により国・地方公共団体が損害を被った場合、国・地方公共団体は当社に損害賠償を請求しないものとする。

第 13 条（期間）

1. 本契約の有効期間は、承諾通知日から通知日を含む年度末（3月31日）迄とする。但し、契約期間満了30日前迄に、国・地方公共団体または当社から本契約を終了させる旨の書面による意思表示がない限り、本契約は半年間延長されるものとし、以後も同様とする。
2. 本契約期間中に国・地方公共団体、当社間で締結される個々の契約を締結したとき、個

別契約の条項と本規約の条項とが抵触する場合には、個別契約の条項を優先して適用するものとする。

3. 第4条の規定は、本契約の終了後（契約期間満了、解除、解約等、終了事由の如何をとわない。以下同じ。）5年間は有効とし、第6条、第10条、第12条および本条、第14条は本契約の終了後も有効とする。

第14条（準拠法および管轄裁判所）

本規約の準拠法は日本法とする。また、本規約に関連して生じた一切の法律上の紛争について東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第15条（協議）

本規約に定めない事項、または本規約の解釈に疑義を生じた事項については、国・地方公共団体、当社双方誠意をもって協議のうえこれを解決するものとする。

第16条（本規約の変更）

1. 当社は、本規約および本仕様等を当社ウェブサイトに掲載、または国・地方公共団体に通知するものとし、国・地方公共団体は当該ウェブサイトまたは通知によりこれらを確認するものとする。
2. 本規約を変更する場合は、当社は、前項に定めるウェブサイトに変更内容を掲載、または国・地方公共団体に通知するものとし、国・地方公共団体は、変更後の規約に従うものとする。

第17条(言語)

本規約は和文を正本とし、本規約に関連して作成される英訳文、その他英文の書類と本合意書との間に相違、矛盾がある場合には、本規約が優先するものとする。

以上

※Android™ は、Google Inc. の商標または登録商標です。

改定履歴

日付	版	内容
2012/1/10	1.0.0 版	初版
2013/2/1	1.1.0 版	「当社グループ」に関する変更
2015/7/1	1.2.0 版	「当社名」に関する変更